

平成 30 年度 夜間銃猟安全管理講習会並びに

射撃技能の再確認 開催・募集要項

【夜間銃猟安全管理講習会】

平成 27 年 5 月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）が施行され、認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入されました。

環境省では、夜間銃猟に係る認定を受ける意向のある認定鳥獣捕獲等事業者の事業管理責任者及び夜間銃猟をする捕獲従事者を対象として、修了が義務付けられている「夜間銃猟安全管理講習会」を開催しますのでお知らせいたします。併せて、「夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件」のうち、射撃技能の確認を行います。

なお、夜間銃猟は、都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に行うために必要と判断し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に位置づけた場合であって、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する場合に限り、厳格な安全管理のもと、限定的に実施が認められるものです。

夜間銃猟の実施を予定している都道府県は、現時点ではごく一部です。夜間銃猟に係る認定を受けても、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を受託できるとは限らないことにご留意ください。

■開催日程・場所

	開催日程	申込締切日	開催地
1	平成 30 年 10 月 8 日(月)	平成 30 年 9 月 14 日(金)	北海道会場 帯広総合射撃場 (北海道河西郡芽室町平和西 14 線 22)
2	平成 30 年 11 月 18 日(日)		関東会場 ぐんまジャイアント総合クレー・ライフル射撃場 (群馬県富岡市桑原 604)
3	平成 30 年 11 月 25 日(日)		関西会場 京北総合射撃場 (京都府京都市右京区京北下町山作り 1-2)

■開催時間・内容（予定）

※昼食は講習会開始前までに済ませていただくようお願いします。

内 容	北海道会場	関東会場	関西会場
受付（20 分）	11:30～11:50	11:30～11:50	11:20～11:40
夜間銃猟安全管理講習（5 時間） ◆ 制度の概要 ◆ 夜間銃猟における安全確保 ◆ 銃器の安全な取り扱いの確認 ◆ 薄暮時における模擬的な夜間銃猟体験 ★ 併せて射撃技能の確認	11:50～18:30	11:50～17:45	11:40～18:15
実施可能な射撃姿勢	伏射を除き 全て可能	全て可能	全て可能
習熟度確認テスト	18:30～19:10	17:45～18:25	18:15～18:55

■参加費用

参加費は無料ですが、使用される実包等は各自ご用意ください。

■受講者の要件

受講者は、事業管理責任者又は夜間銃猟をする捕獲従事者に限ります。

参加要件は以下のとおりです。

- ✓ 原則として、認定鳥獣捕獲等事業者に所属していること。
- ✓ 第1種銃猟免許を有すること。
- ✓ 全てのカリキュラムに参加すること。

■申し込み方法

「射撃技能の確認実施要領」をご確認のうえ、別紙「夜間銃猟安全管理講習会参加申込書」に必要事項をご記入いただき、電子メール又は FAX で事務局にお送りください。FAX では、文字が小さいと読みとれない場合がありますので、楷書で丁寧にご記入ください。

なお、申し込みを受付けた時点で、事務局から法人担当者へ連絡いたします。連絡がない場合、何らかの理由で参加申込書が事務局に届いていない可能性がありますので、事務局にお問い合わせください。

■注意事項

- ✓ 認定鳥獣捕獲等事業者（法人）ごとにお申し込みください。個人からの申し込みは受け付けません。
- ✓ 1法人あたりの受講者は、原則として事業管理責任者1名、捕獲従事者2名、合計3名とします。
- ✓ 前年度までに事業管理責任者が受講済みの場合、捕獲従事者のみの受講は可能です。
- ✓ 会場の都合上、受講者は1会場あたり最大12名までとさせていただきます。申し込み多数の場合は、申込書の記載内容や、指定管理鳥獣の捕獲実績等を勘案し、受講者を選定させていただきます。なお、今年度参加できなかった方におかれましては、来年度以降の講習の受講をお願いします。
- ✓ 会場設備の都合上、実施できない射撃姿勢があります。
- ✓ 当日、射撃練習をすることはできません。

■受講の可否

受講の可否については、事務局から電子メール等でご連絡します。受講が決定された方には、「講習会に向けてのご案内」と「参加票」を電子メール等でお送りしますので、必要記載事項を記入のうえ当日ご持参ください。

■射撃技能の確認の基準

「射撃技能の確認実施要領」をご参照ください。

【射撃技能の再確認】

平成 27・28・29、30 年度に実施した夜間銃猟安全管理講習を修了している方で、射撃技能の確認において基準に達しなかった受講者のうち、希望者を対象に射撃技能の再確認を行います。

■開催日程

	開催日時	申込期間	開催地	実施可能な射撃姿勢
1	平成 30 年 10 月 20 日(土)	10 月 9 日(火) ～ 10 月 16 日(火)	北海道会場 帯広総合射撃場 (北海道河西郡芽室町平和西 14 線 22)	伏射を除き 全て可能
2	平成 30 年 12 月 2 日(日)	11 月 19 日(月) ～ 11 月 26 日(月)	関東会場 ぐんまジャイアント総合クレー・ライフル射撃場 (群馬県富岡市桑原 604)	全て可能
3	平成 30 年 12 月 9 日(日)	11 月 26 日(月) ～ 12 月 3 日(月)	関西会場 京北総合射撃場 (京都府京都市右京区京北下町山作り 1・2)	全て可能

■開催時間・内容 (予定)

時間	項目
9:00～ 9:30	受付
9:30～10:00	説明 諸連絡
10:00～	射撃開始 準備 5 分・射撃 (試射を含む) 10 分 参加者数に応じて、1～4 名ごとに射撃を行う。 射撃終了次第、流れ解散とします。 ※受講者多数の場合、昼休憩を設ける場合があります。

■参加費用

参加費は無料ですが、使用される実包等は各自ご用意ください。

■受講者の要件

受講者は、平成 27・28・29、30 年度に実施した夜間銃猟安全管理講習会を受講し、安全管理講習及び技能知識講習を修了している方で、射撃技能の確認において基準に達しなかった受講者であること。

■申し込み方法

「射撃技能の確認実施要領」をご確認のうえ、別紙「夜間銃猟安全管理講習会 射撃技能の再確認参加申込書」に必要事項をご記入いただき、電子メール又はFAXで事務局にお送りください。FAXでは、文字が小さいと読みとれない場合がありますので、楷書で丁寧にご記入ください。

なお、申し込みを受付けた時点で、事務局から法人担当者へ連絡いたします。連絡がない場合、何らかの理由で参加申込書が事務局に届いていない可能性がありますので、事務局にお問い合わせください。

■注意事項

- ✓ 鳥獣捕獲等事業者（法人）ごとにお申し込みください。個人からの申し込みは受け付けません。
- ✓ 会場の都合上、申し込み多数の場合は受講者を選定させていただく場合があります。なお、今年度参加できなかった方におかれましては、来年度以降の受講をお願いします。
- ✓ 受講機会は、いずれかの会場で1回のみとなります。複数会場で受講することはできません。また、各会場とも射撃技能の確認の機会は1回のみとなります。
- ✓ 会場設備の都合上、実施できない射撃姿勢があります。
- ✓ 当日、射撃練習をすることはできません。

■受講の可否

受講の可否については、事務局から電子メール等でご連絡します。受講が決定された方には参加票を電子メール等でお送りしますので、必要記載事項を記入のうえ当日ご持参ください。

■射撃技能の確認の基準

「射撃技能の確認実施要領」をご参照ください。

銃器の安全な取り扱い実習 実施要領

夜間銃猟安全管理実習のうち、銃器の安全な取り扱いに関する実施要領は、次のとおりとします。

公安委員会の指定を受けた射撃指導員の指示のもとで、以下の操作を行っていただきます。射撃指導員は、講習記録基準（テキストに記載）にしたがって、受講者の銃器の取り扱いを確認します。操作に際して危険な行為等があった場合には、その内容を記録して受講者に改善を促すようにします。

夜間銃猟においては、安全性が最優先ですので、不適切な取り扱いがあった場合は、改めることが求められます。

（１）使用する銃の点検及び分解結合（１回）

- ア) ボルト式の銃は、ボルトの脱着を行っていただきます。その他の銃は通常の分解結合を行っていただきます。
- イ) 使用する銃の安全点検を行っていただきます。点検では、受講者は「……につき異常なし」等声を出して行っていただきます。

（２）使用する銃の保持及び携行（１回）

使用する銃を携行していただき、射台と銃架の間を移動していただきます。

（３）模擬弾の装填及び脱包（２回）

模擬弾の装填及び脱包を行っていただきます。模擬弾は、講習においては、実包とみなします。

（４）照準及び空撃ち（５回）

射撃姿勢をとり、空撃ちを行っていただきます。

（５）不発の場合の処理（１回）

模擬弾を不発弾と仮想することにより、不発の場合の処理を行っていただきます。

※ 模擬弾は各自でご用意ください。特殊な口径等で模擬弾が準備できない場合は、必ずしも必要とはしませんので、当日受付でお申し出ください。

射撃技能の確認 実施要領

夜間銃猟安全管理講習の受講者のうち、捕獲従事者を対象に、射撃技能を以下の方法により確認します。

(1) 使用する銃種及び実包

射撃技能の確認において使用する銃種（ライフル銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、散弾銃）は問いません。ただし、使用する銃については所持許可証の用途欄に狩猟または有害鳥獣駆除の記載があるものに限り、使用する実包については、射撃場で使用できるものであれば制限はありません。

(2) 標的の大きさ（次頁参考）

中心点を「+」または「×」で示し、中心点から半径 **2.5 cm**（ライフル銃）、半径 **5.0 cm**（ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃、散弾銃）の範囲を記した標的紙を使用して実施します。

(3) 射撃の方法等

ア) 射撃場において、**50 m** の距離から静的射撃を行います。

イ) 射撃回数は、受講者 1 人につき、5 回以上の射撃とします。

ウ) 本射とは別に 10 回以内の試射を認めます。試射は、照準調整のためのものであるため、本射とは別の標的紙を使用し、本射の対象とはしません。

試射は、本射の前のみ行うことができます。

エ) 時間は 1 人につき、試射を含めて 10 分以内とします。

オ) 実包の装填数：1 回の射撃につき、実包は 1 個のみ装填するものとします。

カ) 受講者は立射、膝射、伏射及び肘射いずれかの射撃姿勢により射撃を実施することとします。

なお、今回講習を開催する射撃場によっては、実施できない姿勢がありますのでご注意ください。各姿勢とも依託射撃を行う場合、架台、土のう等を使用することは可能です。銃を完全に固定する方法（例：ベンチレスト等で銃全体を完全に固定する方法）での依託射撃は認めません。また、銃を安定させるために腕に絡めて使用する負い革についてはその使用を認めることとします。

※ 必要な器具については各自ご持参ください。なお、この基準に適合するか不明な場合には、参加票が交付された後に、器具の写真等を添付して講習会事務局連絡先まで電子メール（yakanjuryo@jwrc.or.jp）または FAX(03-6659-6335)で、お問い合わせください。

(4) 射撃技能の確認の基準

5回以上の射撃を実施し、

①ライフル銃の場合、所定の標的の中心から半径 **2.5cm** (標的の中心から弾痕の中心までの距離) の範囲に全て命中

②ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 (ハーフライフル銃) ・散弾銃の場合、所定の標的の中心から半径 **2.5cm** もしくは半径 **5.0cm** (標的の中心から弾痕の中心までの距離) の範囲に全て命中 (半径 **2.5cm** の範囲に収める射撃技能が確認できた場合は、夜間銃猟では全ての銃種を使用することが可能です。半径 **5.0cm** の範囲に収める射撃技能が確認できた場合は、夜間銃猟ではライフル銃及び散弾銃以外の猟銃 (ハーフライフル銃) ・散弾銃を使用することが可能です (ライフル銃は使用不可) 。)

したことが確認できること。

射撃技能を確認できた者には、認定申請時に必要な「射撃技能証明書」を発行します。

■ 標的紙について (参考)

1

- ライフル銃・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃・散弾銃
- 立射・膝射・伏射・肘射
- 依託機材: 土のう・架台・パイロット・その他 ()
- 使用する弾の口径 ()

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

受講番号 _____ 氏名 _____

4

2

3

5

1. _____ cm (①) (②) (③))

2. _____ cm (①) (②) (③))

3. _____ cm (①) (②) (③))

4. _____ cm (①) (②) (③))

5. _____ cm (①) (②) (③))